

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第106号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

		改正前				改正後			
1	別表第4（第2条関係）	保健福祉事務関係手数料				保健福祉事務関係手数料			
		事務	名称	金額	指定試験機 関等	事務	名称	金額	指定試験機 関等
		[略]				[略]			
		26 介護保 険法（平 成9年法 律第123 号）第69 条の2第 1項に規 定する試 験の実施	[略]	(1) [略] (2) [略]	[略] <u>財団法人岩 手県長寿社 会振興財団 （昭和63年 5月20日に 財団法人岩 手県長寿社 会振興財団 という名称 で設立され た法人をい う。）</u>	26 介護保 険法（平 成9年法 律第123 号）第69 条の2第 1項に規 定する試 験の実施	[略]	(1) [略] (2) [略]	[略] <u>公益財団法 人いきいき 岩手支援財 団</u>
26の2 介 護保険法	[略]	[略]	<u>財団法人岩 手県長寿社</u>	26の2 介 護保険法	[略]	[略]	<u>公益財団法 人いきいき</u>		

第69条の 2第1項 に規定す る研修の 実施			<u>会振興財団</u> (昭和63年 5月20日に 財団法人岩 手県長寿社 会振興財団 という名称 で設立され た法人をい う。)	第69条の 2第1項 に規定す る研修の 実施			<u>岩手支援財 団</u>
[略]				[略]			
26の6 介 護保険法 第69条の 7第2項 に規定す る研修の 実施	[略]	[略]	<u>財団法人岩 手県長寿社 会振興財団</u> (昭和63年 5月20日に 財団法人岩 手県長寿社 会振興財団 という名称 で設立され た法人をい う。)	26の6 介 護保険法 第69条の 7第2項 に規定す る研修の 実施	[略]	[略]	<u>公益財団法 人いきいき 岩手支援財 団</u>
[略]				[略]			
26の8 介 護保険法 第69条の	[略]	[略]	<u>財団法人岩 手県長寿社 会振興財団</u>	26の8 介 護保険法 第69条の	[略]	[略]	<u>公益財団法 人いきいき 岩手支援財</u>

8第2項 に規定す る更新研 修の実施			<u>(昭和63年 5月20日に 財団法人岩 手県長寿社 会振興財団 という名称 で設立され た法人をい う。)</u>
------------------------------	--	--	--

[略]

27の2 介 護保険法 施行令（ 平成10年 政令第 412号） 第37条の 15第1項 に規定す る研修の 実施	[略]	[略]	<u>財団法人岩 手県長寿社 会振興財団 (昭和63年 5月20日に 財団法人岩 手県長寿社 会振興財団 という名称 で設立され た法人をい う。)</u>
---	-----	-----	--

[略]

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事 務	名 称	金 額	指定試験機 関等
-----	-----	-----	-------------

8第2項 に規定す る更新研 修の実施			<u>団</u>
------------------------------	--	--	----------

[略]

27の2 介 護保険法 施行令（ 平成10年 政令第 412号） 第37条の 15第1項 に規定す る研修の 実施	[略]	[略]	<u>公益財団法 人いきいき 岩手支援財 団</u>
---	-----	-----	--

[略]

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事 務	名 称	金 額	指定試験機 関等
-----	-----	-----	-------------

[略]		
44	[略]	[略]

[略]		
44	[略]	[略]
45	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査	集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手数料 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 建築物に係る部分 建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び46の項において同じ。）を適用したものである場合にあっては、当該構造計算1件につき、次に掲げる当該構造計算が行われた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額)

ア 1,000平方メートル以内のもの 197,000円

(構造計算に係る記録を、建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算及び同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものであって、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で提出する場合(以下この項において「構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合」という。)にあっては、144,000円)

イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 259,000円

(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、175,000円)

ウ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

		<p>の <u>295,000円</u> <u>(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、192,000円)</u></p> <p>エ <u>10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</u> の <u>388,000円</u> <u>(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、238,000円)</u></p> <p>オ <u>50,000平方メートルを超えるもの</u> <u>701,000円</u> <u>(構造計算に係る記録を電磁的記録で提出する場合にあっては、394,000円)</u></p> <p>(2) <u>建築設備(建築基準法第87条の2の建築設備をいう。46の項において同じ。)及び工作物(同法第88条の工作物をいう。46の項において同じ。)に係る部分</u> <u>条例第12条に定める額</u></p>	
46	<u>都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項に</u> <u>集約都市開発事業計画の変更に係る建築基準関係規定</u>	<u>次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> (1) <u>建築物に係る部分</u> <u>建築基準法施行条例(以下この項において「条例」という。)第11条第1項の表の左欄に掲げる床面</u>	

		<p>において「<u>法</u>」とい う。) 第 11条第2 項におい て準用す る法第10 条第3項 の規定に 基づく集 約都市開 発事業計 画の変更 が建築基 準関係規 定に適合 するかど うかの審 査</p>	<p><u>適合性審 査手数料</u></p>	<p><u>積の合計の区分に応じ、それぞ れ同表の右欄に定める額（建築 物の計画が建築基準法第20条第 2号又は第3号に定める基準を 適用したものである場合にあっ ては、構造計算1件につき、当 該構造計算が行われた部分の床 面積の合計の45の項(1)アから オまでに掲げる区分に応じ、そ れぞれ同項(1)アからオまでに 定める額を加算した額)</u> <u>(2) 建築設備及び工作物に係る 部分 条例第12条に定める額</u></p>	
		<p>47 都市の <u>低炭素化 の促進に 関する法 律（以下 この項に おいて「 法</u>」とい</p>	<p><u>低炭素建 築物新築 等計画認 定申請手 数料</u></p>	<p><u>認定申請1件につき、(1)に定め る額（法第54条第2項の規定に基 づく建築基準関係規定に適合する かどうかの審査を受けるよう申し 出る場合にあっては、(2)に定め る額を加算した額)</u> <u>(1) 次に掲げる建築物等の区分 に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>	

う。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び48の項において同じ。）又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び48の項において同じ。）若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び48の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）の住戸

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの

35,000円

(知事が別に定める者があるら
か
じめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合
にあつては、5,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内のもの

69,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
10,000円)

(ウ) 床面積の合計が400平
方メートルを超え800平方
メートル以内のもの

97,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
16,000円)

(エ) 床面積の合計が800平
方メートルを超え2,000平
方メートル以内のもの

136,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
27,000円)

(オ) 床面積の合計が2,000
平方メートルを超え4,000
平方メートル以内のもの

194,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
45,000円)

(カ) 床面積の合計が4,000
平方メートルを超え8,000
平方メートル以内のもの
278,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
80,000円)

(キ) 床面積の合計が8,000
平方メートルを超え16,000
平方メートル以内のもの
376,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
126,000円)

(ク) 床面積の合計が16,000
平方メートルを超え24,000
平方メートル以内のもの
492,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
158,000円)

(ケ) 床面積の合計が24,000
平方メートルを超えるもの
578,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
169,000円)

イ 共同住宅等の建築物全体（
認定申請が住戸及び建築物全
体に係るものを含む。）

(1)ア(ア)から(ケ)までに定
める額に、次に掲げる共同住
宅等の共用部分（建物の区分
所有等に関する法律（昭和37
年法律第69号）第2条第4項
に規定する共用部分をいう。
以下この項及び48の項におい
て同じ。）の床面積（(1)イ
(ア)から(カ)までにおいて「
床面積」という。）の合計の
区分に応じ、それぞれ次に定

める額を加算した額

(ア) 床面積の合計が300平

方メートル以内のもの

109,000円

(知事が別に定める者があ

らかじめ法第54条第1項各

号に掲げる基準に適合する

と認めた場合にあつては、

10,000円)

(イ) 床面積の合計が300平

方メートルを超え2,000平

方メートル以内のもの

178,000円

(知事が別に定める者があ

らかじめ法第54条第1項各

号に掲げる基準に適合する

と認めた場合にあつては、

27,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000

平方メートルを超え5,000

平方メートル以内のもの

277,000円

(知事が別に定める者があ

らかじめ法第54条第1項各

号に掲げる基準に適合する

と認めた場合にあつては、

80,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000

平方メートルを超え10,000

平方メートル以内のもの

355,000円

(知事が別に定める者があ

らかじめ法第54条第1項各

号に掲げる基準に適合する

と認めた場合にあつては、

126,000円)

(オ) 床面積の合計が10,000

平方メートルを超え25,000

平方メートル以内のもの

424,000円

(知事が別に定める者があ

らかじめ法第54条第1項各

号に掲げる基準に適合する

と認めた場合にあつては、

158,000円)

(カ) 床面積の合計が25,000

平方メートルを超えるもの

494,000円

(知事が別に定める者があ

らかじめ法第54条第1項各

号に掲げる基準に適合する

と認めた場合にあつては、

198,000円)

ウ 人の居住の用に供する部分

を有しない建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物を除く。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

238,000円

(知事が別に定める者があるらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、10,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

379,000円

(知事が別に定める者があるらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、27,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

539,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
80,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000
平方メートルを超え10,000
平方メートル以内のもの
661,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
126,000円)

(オ) 床面積の合計が10,000
平方メートルを超え25,000
平方メートル以内のもの
778,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
158,000円)

(カ) 床面積の合計が25,000
平方メートルを超えるもの
888,000円

(知事が別に定める者があ

らかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、
198,000円)

エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
109,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、
10,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
178,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、

27,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000
平方メートルを超え5,000
平方メートル以内のもの

277,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、

80,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000
平方メートルを超え10,000
平方メートル以内のもの

355,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、

126,000円)

(オ) 床面積の合計が10,000
平方メートルを超え25,000
平方メートル以内のもの

424,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、

158,000円)

(カ) 床面積の合計が25,000

平方メートルを超えるもの

494,000円

(知事が別に定める者があ

らかじめ法第54条第1項各

号に掲げる基準に適合する

と認めた場合にあつては、

198,000円)

オ 住宅・非住宅複合建築物の

建築物全体（認定申請が住戸

及び建築物全体に係るものを

含む。）（1）ア（ア）から

（ケ）まで及び（1）イ（ア）から

（カ）までに定める額を合算し

た額に、（1）ウ（ア）から（カ）

まで（住宅・非住宅複合建築

物の住戸及び共用部分を除い

た部分が専ら工場、畜舎、自

動車車庫、自転車駐車場、倉

庫、卸売市場その他これらに

類する用途に供する部分とし

て知事が認める部分（以下こ

の項及び48の項において「工

場等専用部分」という。）で

ある場合にあつては、（1）エ

（ア）から（カ）まで）に掲げる

住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、(1)エ(ア)から(カ)まで)に定める額を加算した額

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 建築基準法施行条例(以下この項において「条例」という。)第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準(同条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによつ

て確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下この項及び48の項において同じ。)を適用したものである場合にあっては、当該構造計算1件につき、次に掲げる当該構造計算が行われた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額)

(ア) 1,000平方メートル以内のもの 197,000円

(構造計算に係る記録を、建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算及び同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものであって、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で提出する場合(以下この項において「

構造計算に係る記録を電磁
的記録で提出する場合」と
いう。) については、
144,000円)

(イ) 1,000平方メートルを
超え2,000平方メートル以
内のもの 259,000円
(構造計算に係る記録を電
磁的記録で提出する場合に
あつては、175,000円)

(ウ) 2,000平方メートルを
超え10,000平方メートル以
内のもの 295,000円
(構造計算に係る記録を電
磁的記録で提出する場合に
あつては、192,000円)

(エ) 10,000平方メートルを
超え50,000平方メートル以
内のもの 388,000円
(構造計算に係る記録を電
磁的記録で提出する場合に
あつては、238,000円)

(オ) 50,000平方メートルを
超えるもの 701,000円
(構造計算に係る記録を電
磁的記録で提出する場合に
あつては、394,000円)

		イ 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。48の項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。48の項において同じ。）に係る部分 条例第12条に定める額	
48 都市の	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）	
低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸 建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ア(ア)から(ケ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)までに定める額	

イ 共同住宅等の建築物全体（
変更認定申請が住戸及び建築
物全体に係るものを含む。）

条例第11条第2項第2号の
規定により算定した面積の47
の項(1)ア(ア)から(ケ)まで
及び同項(1)イ(ア)から(カ)
までに定める床面積の合計の
区分に応じ、それぞれ同項
(1)ア(ア)から(ケ)まで及び
同項(1)イ(ア)から(カ)まで
に定める額を合算した額

ウ 人の居住の用に供する部分
を有しない建築物（専ら工場
、畜舎、自動車車庫、自転車
駐車場、倉庫、卸売市場その
他これらに類する用途に供す
る建築物として知事が認める
建築物を除く。） 条例第11
条第2項第2号の規定により
算定した面積の47の項(1)ウ
(ア)から(カ)までに定める床
面積の合計の区分に応じ、そ
れぞれ同項(1)ウ(ア)から
(カ)までに定める額

エ 人の居住の用に供する部分
を有しない建築物のうち専ら

工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場
その他これらに類する用途に
供する建築物として知事が認
める建築物 条例第11条第2
項第2号の規定により算定し
た面積の47の項(1)エ(ア)か
ら(カ)までに定める床面積の
合計の区分に応じ、それぞれ
同項(1)エ(ア)から(カ)まで
に定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物の
建築物全体（変更認定申請が
住戸及び建築物全体に係るも
のを含む。） 条例第11条第
2項第2号の規定により算定
した面積の47の項(1)ア(ア)
から(ケ)まで、同項(1)イ
(ア)から(カ)まで及び同項
(1)ウ(ア)から(カ)まで（住
宅・非住宅複合建築物の住戸
及び共用部分を除いた部分が
工場等専用部分である場合に
あつては、同項(1)エ(ア)か
ら(カ)まで）に定める床面積
の合計（同項(1)ウ(ア)から
(カ)までに定める床面積の合

計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計)の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)まで、同項(1)イ(ア)から(カ)まで及び同項(1)ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(1)エ(ア)から(カ)まで)に定める額を合算した額

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物に係る部分 条例第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(建築物の計画が建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準を適用したものである場合にあっては、構造計算1件につき、当該構造計算が行われた部分の床面積の合計の47の項(2)ア(ア)から

(オ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ同項(2)ア(ア)から(オ)までに定める額を加算した額)
 イ 建築設備及び工作物に係る部分 条例第12条に定める額

2 別表第6 (第2条関係)

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機 関等
[略]			
25 養ほう 振興法 (昭和30年 法律第 180号) 第4条第 1項の規 定に基づ くみつば ちの転飼 の許可の 申請に対 する審査	[略]	1 場所につき150円にほう群数を 乗じて得た金額 (その金額が 2,300円を超えるときは、2,300 円)	
[略]			

別表第6 (第2条関係)

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機 関等
[略]			
25 養蜂振 興法 (昭 和30年法 律第180 号) 第4 条第1項 の規定に 基づく蜜 蜂の転飼 の許可の 申請に対 する審査	[略]	1 場所につき150円に蜂群数を乗 じて得た金額 (その金額が2,300 円を超えるときは、2,300円)	
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成25年 1 月 1 日から施行する。